

お詫びと訂正

『2024 大学入学共通テスト実戦問題集政治・経済』に以下の誤りがありました

ここにお詫びし、訂正いたします

■別冊(解答解説編) p.7

訂正箇所	第1回 第2問 問5 の解説 (解答番号13) 右段上から36行目
誤	④のレストラン(飲食業)はサービス業に分類され、従業員数80人は「100人以下」なので、これが中小企業に該当する。
正	④のレストランなど飲食店は、公的統計に用いられる日本標準産業分類において「卸売業、小売業」(大分類I)とは別の「宿泊業、飲食サービス業」(大分類M)に分類されている。しかし中小企業基本法では、1999年改正前の「小売業、サービス業」を現行の「小売業」と「サービス業」に分けた際、大分類Mのうち中分類の「宿泊業」は同法のサービス業に、それ以外(現行の中分類の「飲食店」と「持ち帰り・配達飲食サービス業」)は同法の小売業に分類された。よって現行の中小企業基本法の定義では、④のレストラン(資本金7,000万円、従業者数80人)は同法の「小売業の中小企業者」に該当しない。

※上記の通り問5につきましては、中小企業に該当する企業はありません(解答選択肢①～④のいずれも中小企業に該当しない)。正解のない問題を収録しましたことを深くお詫び申し上げます。